

裁判規範としての実質的被保険者論 のアップデート

原 弘明

アブストラクト

実質的被保険者論は、第三者による故意の事故招致免責における有力な学説である。もともと、裁判例において同理論が直接的に援用された事案ばかりではなく、その用いられ方にはバリエーションがある。

本稿では、裁判規範として実質的被保険者論を精緻化するための試論を展開した。その結果として、被保険利益が形式的被保険者・実質的被保険者のいずれに帰属するかという観点に加え、免責の対象となる行為を形式的被保険者・実質的被保険者のうち誰がどのように主導したかという行為類型もあわせて考えることが適切と結論づけた。

キーワード（3語以内）

実質的被保険者論、裁判規範、行為類型

目次

I はじめに

II 保険事故の類型的検討

- III 裁判例の分析
- IV 要件のアップデート
- V おわりに

I はじめに

1 第三者による故意の事故招致における実質的被保険者論

損害保険においては、保険契約者・被保険者以外の第三者による故意の保険事故招致は原則として保険者免責とならない。しかし、その例外として、保険契約者・被保険者と密接な関係にある第三者による故意の事故招致については、別異に解する余地がある。このような方向性を模索する学説として、我が国では実質的被保険者論と代表者責任論が有力に唱えられてきた。

実質的被保険者論は経済的被保険者論と呼ばれることもあり、損害保険契約によって形式的な被保険者以外の者が利益を受ける蓋然性が高い場合に、その者またはその者と意を通じた第三者による故意の事故招致について保険者を免責とする可能性を探った学説である¹。このような類型を立てることにはモラルリスク対策としての有用性があるため、実質的被保険者論は有力学説によって支持されてきている²。

2 裁判規範としての実質的被保険者論の不透明性

(1) 竹瀆説による整理

¹ 竹瀆修「損害保険契約における経済的被保険者」森本滋先生還暦記念『企業法の課題と展望』（商事法務、2009年）449頁。

² 例えば、山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）64頁以下。近時の教科書類における関連記述として、例えば、潘阿憲『保険法概説〔第2版〕』（中央経済社、2018年）107頁以下参照。

実質的被保険者論の主唱者である竹瀆修教授は、裁判例における実質的被保険者論の要件を、次のように整理される³。すなわち、(a)法形式的には、保険の目的物について所有権を有しておらず、別人が所有者である。(b)しかし、保険の目的物に対して所有者のような使用・収益・処分の権能（被保険利益）を実質的に保持している。(c)保険金が支払われれば、それを実質的に使用できる状況にある。(d)上記(b)(c)のような実態関係を形式的な被保険者が認容している。

これまでの裁判例に関する評釈の多くも、この竹瀆説を前提として、その該当性を検討するに止まるものが多かった印象がある。

(2)裁判例との不整合性

もともと、裁判例の中にはそもそも一般論を示さず単に免責条項に該当する旨判示するにとどまるものも少なくない。また、理由を示す場合においても、実質的被保険者以外に履行補助者・危険管理者など別の概念を持ち出す場合も少なくないことは、これまでも指摘されてきた。

竹瀆説が示した裁判例における4要件は、保険金請求権の（事実上の）帰属者が誰かに着目したものと評価できる。このことは、実質的被保険者論が、形式的被保険者に被保険利益が（十分に）ない場合に、実質的被保険者という形式的には第三者の故意・重過失による事故招致を免責とする論理に対応したもので、正当であったと評価できる。

もともと、現実の裁判例においては、放火・失火等の故意・重過失による行為（正確には作為または不作為）を免責の根拠とすることが一般的であろう。実質的被保険者論に依拠する場合には、その者の故意・重過失をもって保険者免責とすることが理論的には可能のように思われるところ、実際の裁判例においてはあくまでも契約上の被保険者（本稿ではひとまず形式的被保険者と呼ぶ）によって保険金請求が行われることもあり、裁判

³ 竹瀆・前掲注1)464頁。

所の事実認定においても形式的被保険者・実質的被保険者の両方の行為態様が問題となることも少なくない。その結果として、契約上の地位という法形式に従って事故の態様が形式的被保険者を中心に描写されることも少なくなく、実質的被保険者が正面から取り沙汰されないこともままあるところである。そして、竹瀆説によって検討された時期の裁判例に比して、特に形式的被保険者にも一定の被保険利益が認められる裁判例においては、その4要件が十分にマッチしない事例が出てくることは想像に難くない。また、竹瀆教授自身が、形式的被保険者・実質的被保険者双方に被保険利益が認められる場合に、全部免責を認めるべきか、一部免責に止めるべきかについては一考を要する問題であることを認めている。これは、上記4要件では解決できない問題であることから、別個の考慮が必要となる。

(3) 本稿の問題意識と構成

近時の裁判例においては、形式的被保険者・実質的被保険者の事故への関与や相互関係について審級ごとに認定が異なる場合も現れるようになり、事案の詳細な分析が必要な時期が到来しているものと思われる。

以上のような観点に基づいて、本稿では、保険事故の招致における行為類型に応じた類型化をより精緻に行うことで、裁判規範としての実質的被保険者論をアップデートすることを目指したい⁴。問題行動があれば理論にどうであれ免責とすればよいというのではなく、あくまでも実質的被保険者論を軸として免責の帰結を導くのであれば、その理論に基づいて裁判実務を統制することが必要であり、仮にその範疇に含まれないのであれば、免責の理由付けは別途求められなければならないものだからである。

⁴ 先行研究において、保険契約者・被保険者の指示がある場合とない場合を区別して立論するものとして、中村信男「裁判例 27 評釈」保険判例の分析と展開 III150 頁がある。また、実質的被保険者論一般に関する直近の論文として、山田拓広「実質的被保険者による保険事故招致に関する一考察」立命 411・412 号 439 頁がある。

そこで、これまで論文・評釈等において実質的被保険者論に関係すると捉えられた裁判例の検討を通じて、その裁判規範としてのあり方を再検討することとしたい。その際には、実質的被保険者論に加え、少なからず裁判例で言及される危険管理責任や履行補助者論についてもあわせて言及する。

その大まかな結論を先述すると、竹瀆教授により提示された4要件は主として形式的被保険者に被保険利益が（ほぼ）ない事案が念頭に置かれており、近時クローズアップされてきた、形式的被保険者・実質的被保険者の双方に被保険利益が認められるような事案においては、当該4要件を厳密に要求しないでよいと考えられること、その代わりに、理論的には被保険利益を有するものが事故招致において主体的ないし共同的な役割を果たしていることが認められることが必要であること、過去の裁判例を竹瀆説の4要件で見た場合実質的被保険者充足性が疑わしいものでも、形式的被保険者を中心にした免責の結論を肯定できるものは多いこと、である。

II 保険事故の類型的検討

1 はじめに

実質的被保険者が存在する損害保険契約における故意・重過失による保険事故招致による免責を精緻に検討するに当たっては、まず当該事故がどのようにして起こったかを類型別に分析しておくことが有用と思われる。具体的には、保険事故が形式的被保険者・実質的被保険者・それ以外の第三者の誰によって引き起こされたものか、当該事故について形式的被保険者・実質的被保険者はどのように関与したのかについて、いくつかのモデルを想定して検討しておくことが望ましいと考えられる。この作業を経ることで、当該保険事故にかかる保険金請求が保険者免責とされる根拠が、実質的被保険者論に基づくのか、それ以外の理由に基づくのかが明確になると考えられるからである。

また、個人契約・法人契約においても考慮すべき要素に差が生じうるため、これらについても別異に考察を加えることとする。先に個人契約について検討し、最後に法人契約における特殊性を検討することとする。

2 形式的被保険者・実質的被保険者の共謀の場合

(1) 事故の態様

形式的被保険者が何らかの形で保険事故に関与している場合のうち、まず実質的被保険者論が問題となるのは、形式的被保険者・実質的被保険者が保険事故に関して共謀している場合である。具体的には、両者が共謀の上、共同して、または一方の行為により、もしくは両者と意を通じた第三者の行為により事故が招致された場合である。

(2) 免責の理由付け

もっとも、かかる場合に実質的被保険者論を免責の理由付けとして持ち出す必然性があるかは一考を要する。形式的被保険者に被保険利益がある場合には、その者の故意・重過失による事故であるとすれば保険者免責の結論を導き出せるからである。裁判例において、事故がどの者の行為によって引き起こされたかを特定できなくとも、被保険者の故意・重過失による事故招致と同視するなどして簡潔に免責の結論を導出するものが散見されるのも、この理由によるものと考えられる。

(3) 実質的被保険者論の役割

以上の観点から、共謀類型において実質的被保険者論がその意義を発揮するのは、形式的被保険者に被保険利益が（ほぼ）ない場合に限定される。すなわち、実態としては保険金支払による利益を受けるのは実質的被保険者であり、その者の利益実現のために形式的被保険者・実質的被保険者が共謀した場合には、免責の理由付けは主として実質的被保険者論に求められるといえるだろう。もっとも、その場合にも事実認定の困難さなどから、

上述(2)のように、形式的被保険者を基軸とした故意・重過失による事故招致という理由付けが用いられる可能性はあるが、これは法律論としての簡明さに基づくものであって、理論的には実質的な理由は、被保険利益の帰属主体を中心として考察する実質的被保険者論にあるというべきであろう。

(4) 竹瀆説の要件との関係

では、共謀類型において竹瀆教授があげる4要件はどのように取り扱われるべきであろうか。形式的被保険者が建物所有権を有しているなど、一定の被保険利益が認められる場合には、(a)実質的被保険者が法形式上被保険利益を有しないとの要件は満たされる。譲渡担保に供されている場合などには、形式的被保険者の被保険利益は設定者留保権レベルとなり、むしろ実質的被保険者が外形上所有権者となる場合もあるだろうから、(a)の要件は厳密には満たされないこととなる。(b)実質的被保険者による保険の目的物の使用・収益・処分については、共謀型のうち形式的被保険者に被保険利益が一定程度ある場合には、形式的被保険者本人の帰責性を問えばよいので厳密に要求する必要はない。他方、形式的被保険者に被保険利益が(ほぼ)ない場合には、実質的被保険者の被保険利益を認定する有力な間接事実として要求すべきである。(c)保険金支払後の実質的被保険者によるその収受についても、形式的被保険者に被保険利益が一定程度ある場合には、それを収受することによるモラルリスクは存在するから、厳密に問われる必要はない。これに対して、形式的被保険者に被保険利益が(ほぼ)ない場合には、あくまでも共謀の実態として実質的被保険者が主体的な役割を果たしたことが求められるのが理論的には正当と思われる。形式的被保険者が事故招致に際し主体的な役割を果たし、実質的被保険者が従たる役割を果たすに過ぎない場合にはそもそも共謀とは呼べないが、そのような共同関係があるにとどまる場合には、形式的被保険者には経済的利益が乏しい以上、その者が主体的に起こした事故招致は実質的被保険者とは関係ない第三者によるそれと近づくことになるだろう。(d)形式的被保険者の

認容の有無については共謀事案においては問題なく認められることが多いと思われるが、形式的被保険者・実質的被保険者双方に被保険利益が認められる場合には、(d)の要件は保険金債権が実質的に分属することの承認まで拡張されるべき、ということになるだろう。

以上のように、竹瀆説にいう4要件の強弱は、共謀事案においては形式的被保険者の有する被保険利益の程度によって調整されるべきことになる。

3 形式的被保険者が事故招致を主導した場合

(1) 事故の態様

共謀類型と同様、形式的被保険者が事故招致に主体的に関与している一方、実質的被保険者は従たる役割にとどまるケースも考えられる。このような場合には、形式的被保険者が一定の被保険利益を有しているとすれば、通常の故意・重過失免責の範疇に含まれると考えてよいだろう。他方、形式的被保険者に被保険利益が（ほぼ）ない場合にも、なお形式的被保険者の故意・重過失を捉えて免責とすることも裁判実務上は十分に考えられるところであり、その理論的当否が問題となりうる。

(2) 免責の理由付け

特に悩ましいのは、形式的被保険者が保険事故招致を単独で行っており、にもかかわらずそれによって得られる保険金請求権は専ら実質的被保険者が享受するような場合である。この場合、通常通り形式的被保険者の故意・重過失免責を問うのであれば、その理由付けは、形式的被保険者のみが招来する純粋なモラルリスク防止よりもやや範囲が広がった状態になると考えられる。もっとも、モラルリスク防止の趣旨は多くの学説・判例において、保険契約の一方当事者の範囲内に保険金請求権が帰属する場合において妥当すると考えられているのであろう。保険法17条1項も、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失を免責事由としており、保険契約者と被保険者が異なる場合における保険契約者の故意・重過失をモラルリ

スクの範疇に含めていると考えられる。そうである以上、被保険利益の帰属が実質的被保険者にあるとしても、形式的被保険者はそのような利益実現をしてはならない旨の義務を負っており、当該義務違反の効果は（実質的被保険者に対する）保険者免責と考えてよいのであろう。

(3) 実質的被保険者論の役割

以上のように考えると、形式的被保険者の故意・重過失により事故招致された場合には、形式的被保険者のみを免責事由の判断基準とすることも可能であり、実質的被保険者論が機能する余地は少ないと考えることになる。

(4) 竹瀝説の要件との関係

(3)同様、竹瀝説のあげる4要件も、形式的被保険者が事故招致を主導した場合については、厳密な充足をする必要はないものと考えられる。

4 実質的被保険者が単独で事故招致を主導した場合

(1) 事故の態様

2とは異なり、形式的被保険者が事故招致に関与しない類型も考えられる。この場合の典型は、実質的被保険者、または同人と意を通じた第三者の故意・重過失により事故が引き起こされた場合である。

(2) 免責の理由付け

この場合には、形式的被保険者の故意・重過失を問うことができない以上、その免責の理由付けとしては実質的被保険者論が前面に出てくることになる。免責の根拠はあくまでも実質的被保険者のモラルリスク防止に求められるわけであり、形式的被保険者を基準とした免責にかかる基準を、実質的被保険者を中心に考察すべきことになる。

(3) 実質的被保険者論の役割

法形式的には、この類型の場合にも形式的被保険者が一定の被保険利益を有している可能性はある。そうである以上、裁判例においてはあくまでも形式的被保険者を中心に故意・重過失免責の論理を組み立てることも考えられる。そのこと自体は否定する必要もないものと思われるが、形式的被保険者に被保険利益が（ほぼ）ない場合については、故意・重過失免責は実質的被保険者を基準として考察すべき、というのが、実質的被保険者論の理論的帰結であるといえよう。

(4) 竹瀆説の要件との関係

実質的被保険者単独主導型の類型の場合にも、竹瀆説のあげる4要件の役割はほぼ変わらないものと思われる。ただし、形式的被保険者が事故の招致に際して何らかの行為をし、あるいは関与していた場合には、形式的被保険者の被保険利益の程度によって、形式的被保険者・実質的被保険者のいずれを中心に故意・重過失免責を考慮すべきかが異なってくる。竹瀆説の4要件は、これらに該当する場合には実質的被保険者を中心に考察する必要が強まり、該当しない場合には形式的被保険者を基準とした故意・重過失免責の認定の余地が広まるという関係にあると考えられる。

この点で参考になりそうなのが、生保事案である最判平成14年10月3日民集56巻8号1706頁である。法人契約の故殺事案において保険者有責とされた特徴的な事案である。故殺者が会社取締役、被殺者が会社代表者であり、故殺の動機は夫婦であった両者のうち被殺者である代表者の女性関係にあった。最高裁は法人契約における取締役の取扱いについて「会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力、当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接

享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当する」と一般論を示し、本件事情のもとでは「B〔故殺者〕がX〔保険契約者・保険金受取人〕を実質的に支配し又は事故後直ちにXを実質的に支配し得る立場にあったということとはできず、また、Bが保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということもできず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、Bが個人的動機によって故意にA〔被保険者・被殺者〕を死亡させた行為をもってXの行為と同一のものと評価することができる場合には当たらない」と判示した。この会社取締役の取扱いにかかる一般論に実質的被保険者論と通ずる面があることは竹瀆教授も指摘されているところである⁵。

最高裁が念頭に置いていたのは、法人契約において故殺者が保険金請求権による利益を享受できる地位にある状態であると考えられる。生保事案における保険金受取人は法人であり、損保事案に置き換えると被保険者に相当する。そして、故殺者である取締役は損保事案では事故招致者に相当する。最判平成14年が問題視した要素のひとつは、保険金受取人である法人の保険金請求権を故殺者が管理・処分できる可能性であり、それはまさしく損保事案における実質的被保険者論と同様の思考様式である。そうだとすると、損保事案においては上記のように形式的被保険者・実質的被保険者の被保険利益の程度によって考慮事情のウェイトを変えるというのは、あながち不自然な思考法ではないといえるだろう。

5 形式的被保険者・実質的被保険者の事故招致への関与がない場合

(1) 事故の態様

これまではモラルリスク事案を念頭に、形式的被保険者・実質的被保険

⁵ 竹瀆・前掲注1)471頁以下。

者が何らかの形で保険事故に関与していた場合を検討した。これに対し、典型的には、形式的被保険者・実質的被保険者が保険事故に関与していない場合であって、形式的被保険者が被保険利益の全部または一部を有せず、その残部が実質的被保険者に帰属するととどまる場合も想定される。竹瀆説により示された4要件は、一般論としてはこのような事案においてもモラルリスク事案同様要件となるように見えるが、そのように考えてよいのであろうか。それとも、既出の裁判例から帰納的に導かれた要件である以上、モラルリスク事案でない場合には別個の考慮が必要なのだろうか。

(2) 免責の理由付け

この類型における免責の理由付けは、恐らく通常の故意・重過失免責には該当しない以上、それらから導出することはできないだろう。いわばあかの他人である第三者が引き起こした事故であったり、形式的被保険者・実質的被保険者の無過失・軽過失による事故である以上、それらは基本的に保険給付の対象となってしまうべきものであるからである。

この類型における免責の理由付けとして考えられるのは、利得禁止原則に抵触するような過大な付保がなされている場合が考えられるが、その場合には（公序良俗違反による無効などが認められない限り）利得の生じない範囲での保険給付は考えられてもよい。また、そのような問題は実質的被保険者の介在の有無を問わず発生する。

(3) 実質的被保険者論の役割

以上のように考えると、この類型においては基本的に免責の理由付けとして実質的被保険者論は機能しないものと考えられる。実際の保険金支給の段階において、形式的被保険者・実質的被保険者のいずれにいくらの保険金請求権が帰属すべきかは別途問題になりうるが、基本的には形式的被保険者・実質的被保険者間の不当利得返還請求などによって解決されるべき問題である。

(4) 竹瀆説の要件との関係

後述する裁判例の検討においても、この類型に相当すると思われる損保事案は見当たらなかった。そうである以上、それら裁判例から帰納的に導出された竹瀆説の4要件も、この類型については特にインプリケーションをもたらさないと考えることができそうである。

6 (危険) 管理責任・履行補助者論について

(1) (危険) 管理責任について

ここでは、後の裁判例の検討において散見される、実質的被保険者論とは異なった2つの理由付けについて検討する。

まず、特定の者が(危険)管理にかかわる義務を負っており、その義務違反が免責の根拠付けとされる事例がある。竹瀆教授によっても、実質的被保険者論と危険管理責任は両立しうることが指摘されているが⁶、行為類型に着目する本稿からは以下のように整理できる。すなわち、当該者の重過失の評価根拠事実としては危険管理者ないしそれに類する地位にあることは十分用いることができる。また、故意免責においては、当該故意を基礎づける間接事実として機能する場面もあるだろう。

また、実質的被保険者該当性が問題となる事案の多くは建物の火災保険契約にかかるものである。そして、しばしば問題となるのが、形式的被保険者の居住・使用等実態がないか乏しい場合である。かかる場合には、実質的被保険者に該当しなくとも当該親族等が当該建物を管理していると評価できる場合には、形式的被保険者に代わって当該建物を管理していると評価することは可能であり、この点で(危険)管理責任は重要な判断要素となり得る。

⁶ 竹瀆・前掲注1)482頁。

(2) 履行補助者論について

次に、履行補助者としての地位に言及する裁判例も見られる。これは上述した形式的被保険者・実質的被保険者のうち、被保険利益を有する者の周囲の者にまで免責の根拠を拡張する論理として首肯できる。あくまでも故意・重過失による事故招致の主体は形式的被保険者・実質的被保険者であり、履行補助者はその手足として行動したに過ぎないから、一体視することもできるのである。これも、行為類型に着目する本稿からは自然な結論といえるだろう。

7 法人契約の特殊性について

(1) 法人契約における取締役の意義

損保事案である最判平成 16 年 6 月 10 日民集 58 巻 5 号 1178 頁は、法人火災保険契約の取締役の解釈が問題となった事案において、免責条項の趣旨を信義則・公序良俗に求めた上で、「保険契約者又は被保険者が法人である場合における免責の対象となる保険事故の招致をした者の範囲を明確かつ画一的に定めていること等にかんがみると、本件免責条項にいう「取締役」の意義については、文字どおり、取締役の地位にある者をいうものと解すべき」と判示した。

当該事案は被保険者（破産会社）の代表取締役であった者の放火事案であった。本件保険契約の保険金には質権が設定されていたものの、保険金が支払われることで被保険者は当該質権にかかる負担から解放されるから、被保険利益はある事案と整理できる。そして、当該事案における故意の事故招致者は破産会社の代表取締役であり、形式的・実質的被保険者はいずれも法人と捉えることができる以上、当該代表取締役の行為を法人のそれと同視する最判平成 16 年の結論には問題がないといえるだろう⁷。

⁷ 最判平成 16 年を「理事、取締役の地位にある者については、業務執行権限の有無や保険の目的物を現実に管理していたか否かなどの点にかかわりなく、例外なく免責の対象となる保険事故の招致をした者に含まれるも

(3) 実質的被保険者と評価できる取締役がいる場合

では、形式的被保険者（生保にいう保険金受取人）は法人であるものの、最判平成 14 年の述べるような実質的被保険者（生保的にいえば実質上の保険金受取人）としての取締役が存在する場合にはどうなるだろうか。

この場合にも、当該取締役が故意・重過失の事故招致に関与した場合には、最判平成 16 年の論理で解決することができる。最判平成 14 年に比すると形式的被保険者たる法人の特徴が軽視されているようにも見えるが、前述したように形式的被保険者を中心としたその周囲の者による故意・重過失の事故招致については、損保事案では一体的に考えることも許されると考えられるからである。

また、実質的被保険者論の観点からみても、それに該当する取締役の故意・重過失による事故招致であれば、免責を否定する論理はないだろう。問題は実質的被保険者とは異なる取締役の故意・重過失によって事故招致された場合であり、この場合には、形式的被保険者である法人に帰属する保険金請求権については免責を肯定する積極的な理由は見当たらない。もっとも、実質的被保険者と評価される取締役等が法人の保険金請求権を自由に使用・収益できる場合には、保険金請求権の全部について使用・収益権を掌握しているのが常態であろう。そうである以上、形式的被保険者・実質的被保険者の周囲の者と評価できる法人取締役の範囲を形式的に画する最判平成 16 年の範囲内で処理してよいものとする。

Ⅲ 裁判例の分析

1 はじめに

のであるとした」と説明する、吉田健司・最判解民平成 16 年度(上)373 頁、385 頁を参照。

以下では、これまでに考察した理論枠組みについて、現実の裁判例がどう妥当し、どのような基準が示されてきたかを見ることとする。その上で、理論的に見てそれらの裁判例の一般論・あてはめが支持できるものであるかについてもコメントすることとする。検討対象とした裁判例は、以下に掲げたものである。

| | 裁判所 | 判決年月日 | 掲載誌・DB |
|----|------------|-------------|--------------------|
| 1 | 仙台地裁 | 平成7年8月31日 | 判時1558号134頁 |
| 2 | 福島地裁会津若松支部 | 平成8年3月26日 | 判タ918号241頁 |
| 3 | 岡山地裁 | 平成10年7月27日 | 判タ1038号256頁 |
| 4 | 仙台高裁 | 平成10年3月23日 | |
| 5 | 福岡地裁 | 平成11年1月28日 | 判時1684号124頁 |
| 6 | 熊本地裁 | 平成11年3月17日 | 判タ1042号248頁 |
| 7 | 札幌地裁 | 平成14年8月1日 | 判タ1124号257頁 |
| 8 | 東京地裁 | 平成18年1月13日 | 2006WLJPCA01138001 |
| 9 | 長野地裁伊那支部 | 平成19年9月3日 | L06250926 |
| 10 | 東京高裁 | 平成20年4月23日 | 自保ジャ1815号156頁 |
| 11 | 大阪地裁 | 平成21年3月27日 | 判時2045号139頁 |
| 12 | 横浜地裁 | 平成21年9月18日 | 判時2099号141頁 |
| 13 | 新潟地裁長岡支部 | 平成22年7月16日 | 2010WLJPCA07166011 |
| 14 | 東京高裁 | 平成22年11月17日 | |
| 15 | 福岡地裁 | 平成23年3月31日 | |
| 16 | 前橋地裁太田支部 | 平成24年3月28日 | |
| 17 | 福岡高裁 | 平成24年2月24日 | 判時2145号198頁 |
| 18 | 東京高裁 | 平成24年11月29日 | 自保ジャ1894号166頁 |
| 19 | 東京地裁 | 平成25年7月9日 | 2013WLJPCA07098001 |
| 20 | 広島地裁 | 平成25年10月17日 | 2013WLJPCA10176010 |
| 21 | 広島高裁 | 平成26年6月11日 | 自保ジャ1936号148頁 |
| 22 | 大阪地裁岸和田支部 | 平成27年11月18日 | 自保ジャ2000号166頁 |
| 23 | 福岡地裁 | 平成28年4月18日 | 自保ジャ2041号165頁 |
| 24 | 大阪高裁 | 平成28年9月23日 | 自保ジャ2000号166頁 |
| 25 | 福岡高裁 | 平成30年3月14日 | 自保ジャ2041号158頁 |
| 26 | 水戸地裁土浦支部 | 令和1年10月23日 | |
| 27 | 東京高裁 | 令和2年2月27日 | 金判1594号8頁 |

2 形式的被保険者・実質的被保険者の共謀の場合

裁判例 11⁸は、結果として共謀が認められず、また施設のもと経営者が被保険者の履行補助者ともいえないと評価され、請求が認容された事例である。当該事例においては所有権移転が信託名目で行われ、新所有者が火災保険契約を締結したところ、前所有者（法人）代表者が放火した事案であり、竹瀆説の 4 要件にはうまく当てはまらない事案といえそうである。

3 形式的被保険者が事故招致を主導した場合

(1) 裁判例 3

裁判例 3 では、建物・家財の被保険者が X1、家財の被保険者が X2 (X1 の長女の夫) であり、建物の所有者は X1 であり、事故招致者は X1 の関与ないし意向によるとされた。裁判所は、X1 は X2 との関係でも事実上危険管理者たる地位にあるとして、請求を棄却した⁹。

双方に被保険利益が認められるため、竹瀆説の 4 要件は機能しにくい。両者の一体性が危険管理者たる地位として正当化されている。

(2) 裁判例 6

裁判例 6 は、被保険者 X の内妻の子と X の友人の重過失による失火事案であり、両者の管理・使用行為は X の履行補助者の行為として X のそれと同視すべきとされた。この場合も X に被保険利益があるので、4 要件は特に機能せず、履行補助者論が援用されることになる。

(3) 裁判例 13・裁判例 14

裁判例 13 と控訴審である裁判例 14 においては、父が締結した建物更生共済契約を変更により引き継いだ被保険者の服役中の家宅が消失した事案である。原審は空家条項に基づく通知義務違反を認定し共済者を免責とし

⁸ 評釈類として、花房一彦・立正 47 卷 2 号 225 頁、西原慎治・法研 82 卷 11 号 143 頁、板垣太郎・法論 84 卷 1 号 369 頁。

⁹ なお、被告は X1・X2 の共謀も主張したが、認められていない。

たが、控訴審は空家条項該当性を否定した上で、被保険者の不在中管理していた被保険者の弟の重過失を認めた上で、同人には「本件建物の管理者として重大な過失があった」とし、同人を被保険者の履行補助者と捉えて免責の結論を維持した。管理責任・履行補助者論の双方が用いられている。

(4) 裁判例 15・裁判例 17

裁判例 15¹⁰では被保険者 X 関与の放火とは認められないとし請求が認容されたが、控訴審である裁判例 17 では一転して、X ないしその意を受けた第三者による放火であるとして、X の故意が認められた。これも X に被保険利益がある事案である。

(5) 裁判例 16・裁判例 18

裁判例 16・裁判例 18 は法人事案であり、法人代表者またはその意を受けた人物の故意による事故招致が認められた。控訴審でも原審判示が維持されている。

(6) 裁判例 19

裁判例 19 では、被保険者である原告が、原告の兄が営む建設業の事務所兼倉庫であった本件建物（未登記）に店舗総合保険を付保したところ、兄の重過失により本件建物が焼失した事案である。裁判所は本件建物は兄の所有にかかるものと認定した上で、原告に被保険利益がないこと、本件火災が少なくとも兄の重過失により、免責条項の適用については、兄を被保険者と同視することができるとして請求を棄却した。

竹瀆説の 4 要件からは、(a) 建物は被保険者の所有ではなく、(b) 建物の使用収益は主として兄が行っており、(c) 保険金が入った場合被保険者であ

¹⁰ 原文は公刊物・データベース未公表であり、裁判例 15 の評釈類から判示を参照した。

る原告が使用収益でき、(d)兄はそれを許容していたと評価できる。結果、(b)の要件を欠き兄を実質的被保険者とすることはできない。本稿の論理からは、この場合形式的被保険者を中心として免責の論理を組み立てるべきであり、原告の被保険利益を否定し、また兄を被保険者である原告と同視するとした判示は正当と評価できる。

(7) 裁判例 22

裁判例 22 は控訴審の裁判例 24 で覆されたものであるが、原審では請求が一部認容された。被保険者の被保険利益が認められた上で、その母による放火は推認できないとされた。裁判例 24 とあわせて考えると、当該事案においては被保険利益が誰に存するかが、最終的な裁判所の判断にもかなりの影響を及ぼしている印象がある。

(8) 裁判例 23・裁判例 25

裁判例 23 および控訴審である裁判例 25 では、原告が保険締結代理権を付与していた娘を介して居住宅に火災保険契約を付保していたところ、火災により焼失した事案である。原審は娘またはその夫による放火の蓋然性が高いとし、娘が保険契約者の代理人であること、その夫は娘と同一の生計により生活しており、本件建物の鍵を所持し、その管理を原告から事実上委託されていたと認定し、夫が放火行為者であっても、原告の代理人である娘と同等の地位にある者と評価できるとし、故意免責規定の適用を肯定した。控訴審もほぼ同旨を判示している。

竹瀆説の 4 要件からは、娘は代理人に過ぎず、それ以上の経済的地位を認められないため、娘ないしその夫を実質的被保険者と認めることは困難である。他方、法律的に見ると、娘は保険契約締結につき代理権を有していることから、形式的被保険者である原告を中心に免責の論理を立てることが妥当といえる。原審は娘が原告の契約締結上の代理人であることからその放火は原告のそれと同視できるとし、夫について管理責任を用いて免

責範囲を拡張するようである。もっとも、締約代理は当該法律行為限りのものであるようにも思え、それが免責時にも同様に妥当すると即断することにはやや躊躇を覚える。むしろ、娘も夫も管理責任で同様に扱う方が実態に即しているように思われるが、裁判所は管理責任のみでは免責拡張の論理としては弱いと考えたのであろうか。もっとも、火災当時は原告は入院しており不在であり、本件建物に出入りしたのは娘とその家族に限られているので、管理責任のみで正当化が可能のようにも思われる。

(9) 裁判例 26

裁判例 26 は控訴審である裁判例 27 で事故招致者の認定が改められている。原審では被保険者ないし被保険者の姉の内縁の夫の故意による事故への関与が認定されており、形式的被保険者の被保険利益が肯定されている。原審は最判昭和 42 年 1 月 31 日と最判平成 14 年 10 月 3 日を参照し、免責条項の適用があるとした。本稿の整理からすれば最判平成 14 年・最判平成 16 年の趣意に大きな違いはないと考えるが、生保事案の参照は必ずしも適切ではないと考えられたからか、控訴審の裁判例 27 では最判平成 16 年に参照判例が差し替えられている。

4 実質的被保険者が事故招致を主導した場合

(1) 裁判例 1¹¹

裁判例 1 は、保険契約者が X1 および X3 (X1 の次女)、被保険者が X2 (X1 の妻)・X1・X3 であり、店舗所有者が X3、倉庫所有者が X2 であって、X2 の重過失により事故が招致された。仙台地裁は、X2 が実質的被保険者であったことを正面から認定しており、先行研究でもよく引用される。本判決に

¹¹ 評釈として、甘利公人・判評 453 号 69 頁、笠原武朗・ジュリ 1144 号 120 頁。

については、その結論は支持するものの、X3 に被保険利益があることから、被保険物につき被保険利益を有する者の事故招致は、理論的には一部免責とすべきであるとの指摘がある¹²。実質的被保険者を肯定する論理として、裁判所は「包括的な代理権を与えられ、これらを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていた」ことを挙げており、厳密には保険金請求権ではなく保険目的物のみに着目しているという印象は拭えない。換言すると、竹瀆説の(c)要件充足性が微妙と思われる事案である。

(2) 裁判例 4

裁判例 4 においては、(原審である裁判例 2 では事故招致者は不明とされたが) 保険契約者兼被保険者が勤める会社の代表取締役ないし当該会社が、実質的な保険契約者・被保険者であると認定され、請求が棄却された。本件事案では当該代表者が被保険者の名義で保険契約を締結しており、実質的被保険者論を用いずとも免責の結論を導いた印象がある。

(3) 裁判例 5

裁判例 5 は法人事案であり、原告会社の経営コンサルタントであり、監査役に就任していた者の故意による放火が認定された事案である。裁判所は、同人が原告の経営に深く関与していたとはいえ、監査役にすぎず、本件建物を事実上管理していた訳でもないとして、「理事・取締役または法人の業務を執行するその他の機関」該当性を否定して、当該条項による免責を否定した。しかし、原告は経営面で同人に全面的に依存していたとして、同人と密接な関係にあった原告が、同人の放火による本件火災に基づく本件各請求を行うことは、信義誠実の原則に反し、許されないとして請求を棄却した。

竹瀆説の 4 要件からすると、同人を実質的被保険者と捉えることは難し

¹² 笠原・前掲注 11)123 頁。

いと思われる。本稿の立場からすれば、この場合形式的被保険者を中心に免責の論理を立論すべきであるが、会社と同人との密接関連性の一事を以て信義則違反を導出するにはやや無理があるように思われる。同人が会社に多額の金銭貸付けを行っていたという事実はあるようだが、代表取締役役に就任することはせず、一定の距離をとっていたようにも思われる。恐らく、事後的に、会社に支払われる保険金を何らかの形で自らの手中に収める意図があったと思われるが、それは会社の保険金請求権を否定する理由とはならないように思われる。判旨疑問としたい。

(4) 裁判例 8

裁判例 8 においては、保険契約者兼被保険者の夫につき、火災への一定の関与を推認できるとした。その上で、原告のみならず夫も本件建物を包括的に管理し、使用収益していたと評価でき、夫もまた保険契約者、被保険者であったとし、当該夫の行為は、被保険者である原告の行為と同視されるとして請求が棄却された。この場合も竹瀝説の 4 要件からは(c)の要件の充足は不明瞭な印象である。また、主たる事故招致の関与者は夫と目されるところ、被保険者である原告を中心に立論されている点で、実質的被保険者論とのずれを感じさせる。

(5) 裁判例 9・裁判例 10

裁判例 9 と控訴審である裁判例 10 では、被保険者の 100%親会社の従業員兼取締役により事故が招致された(原審は故意、控訴審は重過失と認定)。原審は被保険者や親会社・同代表者が経済的恩恵を受けることは信義則に反するとされ、控訴審では事故招致者は被保険者の役員と同視しうる地位にあると認定した。本件は竹瀝説の 4 要件にも合致しやすく、特に(c)保険金請求権による利益を親会社ないしその代表者、事故招致者が享受することも明確に認められている。もっとも、そもそも形式的被保険者と親会社との経済的一体性が強調されている以上、親子会社を厳密に区別すること

にはさほど意義はないかもしれない。

(6) 裁判例 12¹³

裁判例 12 は、原告被相続人が保険契約者兼被保険者であった事案で、被相続人の次男による放火が認定されている。被相続人は保険契約締結当時認知症であり、その申込手続は次男が行っていた。そして、本件建物の管理を含め、次男が家計を管理していたことが窺われるとし、次男の故意によって損害が生じた場合であっても、約款の故意免責規定の適用があるとした。当該判決については、放火の認定、次男の関与の認定に疑問を呈するとともに、申込みの代行に止まり保険料の負担をしているわけではないし、被相続人の管理も排除していないとして判旨に反対する評釈がある¹⁴。

当該裁判例を竹瀆説の 4 要件から評価すると、(a) 所有権は依然として被相続人にあり、(b) 被保険利益は少なくとも次男が大部分を享受しているとは言い難い。(c) 保険金は被相続人が被保険者となっている以上、遺産分割の対象となる。(d) 被相続人の積極的な受容はあったとはいえない。以上の観点から、そもそも実質的被保険者論からの正当化は困難な事案である。

そうである以上、形式的被保険者たる被相続人（の相続人）に保険金請求権があるとして特に問題がある事案とも思われない。本稿でも便宜上 4 に位置付けたが、そもそも次男を実質的被保険者と評価すること自体に難がある以上、判旨は支持できないと考える。

(7) 裁判例 20・裁判例 21¹⁵

裁判例 20 および控訴審である裁判例 21 は、保険契約者兼被保険者が個人財産総合保険を所有住宅に付していたところ、火災で焼失した事案であ

¹³ 評釈として、伊藤雄司・ジュリ 1442 号 97 頁、土岐孝宏・法セ 676 号 149 頁、花房一彦・立正 48 巻 2 号 135 頁。

¹⁴ 伊藤・前掲注 13) 99～100 頁。

¹⁵ 評釈として、竹瀆修・損保 78 巻 1 号 243 頁。

る。当該住宅は勤務先代表者であった前所有者から購入したもので、当該住宅には被保険者の父と弟が居住していた。原審は前所有者の放火と推認し、被保険者と前所有者との共謀は認められないとした¹⁶。その上で、「当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当する」として、前所有者が2回の保険料支払のうち少なくとも1回実質的に行っており、保険金請求権の約3分の2を譲り受けており、火災前に保険金請求権の譲受け等の協力を期待し得たことから、火災保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったとして、原告の行為と同一のものと評価できるとした。控訴審である裁判例21は、より直截に前所有者の放火と認定し、最判平成14年・最判平成16年の両方を参照して、「第三者（B〔前所有者：本稿筆者注〕）の行為を保険契約者（控訴人）の行為と同一と評価できるか否かは、Bと控訴人の経済的利害の共通性ないしBが保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等を総合して、Bが保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるかなどといった観点から判断すべきである」とした。その上で、「第三者たるBの故意による保険事故の招致（放火）は、信義則上、保険契約者である控訴人の行為と同一と評価することができる」として控訴を棄却した。竹瀆教授は結論賛成とされつつ、その内容にも概ね賛同しているようにみえる。

竹瀆説の4要件からすれば、本件は比較的当てはまりのよい事案と思われる、実質的被保険者に帰属する保険金請求権の度合いも大きい。このような場合本稿の立場からは、実質的被保険者を中心に免責の論理を組み立て

¹⁶ 被告保険会社はその旨主張していた。

るべきところであり、「第三者たる B の故意による保険事故の招致（放火）は、信義則上、保険契約者である控訴人の行為と同一と評価することができる」旨の本件判示には、信義則という理由付けも含めやや曖昧さが残るように思われる。もっとも、原告・控訴人が形式的被保険者であることから、かかる判示は契約の効力からみれば穏当といえよう。

(8) 裁判例 24

先に挙げた裁判例 22 の控訴審である裁判例 24 は、保険契約者兼被保険者の母について、自らの信用で購入することができなかつたため、保険目的物である建物を原告に購入させたものの、その使用・収益・処分について実質的に決定できる地位にあり、本件住宅火災保険契約も原告に指示して締結されたものと認められるとし、母が実質的な保険契約者兼被保険者とみることができるとした。そして、土地建物購入・リフォームローン完済のメリットなどを勘案し、母には本件建物の放火による経済的利益があるとし、同人の放火を推認した。

竹瀆説の 4 要件からは、(a) 母に形式的所有権はなく、(b) 子らが近隣に転居し本件建物の使用・収益実態があるものの、(c) 保険金請求権を実質的に掌握していると評価できるかは微妙である。(d) は親子間の支配関係から認定は不可能ではないかもしれない。

以上より、4 要件を厳密に要求すると実質的被保険者該当性が微妙である。そのため、実質的被保険者該当性を肯定した控訴審には行きすぎの感もある。もっとも、原告が本件住宅に居住していなかったことから、管理責任が母にあるとして同旨を判示することは可能だったと思われる。

(9) 裁判例 27¹⁷

¹⁷ 評釈として、竹瀆修・令和 2 年度重判解 82 頁、松田真治・ひろば 2022 年 3 号 54 頁、山下典孝・リマークス 63 号 98 頁、中村・前掲注 4)、堀井智明・立正 55 巻号 75 頁、山本到・損保 83 巻 3 号 151 頁、高見直史・共

裁判例 26 の控訴審である裁判例 27 においては、事故招致について事実認定が改められ、保険契約者兼被保険者である原告・控訴人(X1)ではなく、その姉の内縁の夫(D)の故意による関与が認定された。その上で、X に被保険利益があることは否定できないものの、D は、本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であると認められる、とした。そして、D の故意による保険事故の招致は、「D 及び X1 との関係から、信義則上、被保険者である X1 の故意による保険事故の招致と同視し得るものといえる。そうすると、X1 の保険金請求を認めることは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものである」として、免責条項の適用を認め、原判決を取り消した。先行評釈では、本判決も実質的被保険者論のあらわれと捉えるものが多いように思われる。他方で、裁判例 23 と同様に、竹瀆説の 4 要件のうち(c)を必要条件でなく十分条件と位置付けると理解するものもある¹⁸。

本件の場合、X1 にも被保険利益が認められているものの、その主たる理由は本件建物の所有名義に求められている。この点を重視すると、これまでの少なくない裁判例に被保険利益はあるということになるし、竹瀆説の 4 要件にも特段反するものではない。(a)所有名義は形式的被保険者にあり、(b)当該物件の使用・収益を実質的被保険者が行うというのは、むしろその要件に沿う。むしろ問題は、(c)保険金請求権を実質的被保険者が自由に取捨できるか、(d)それを形式的被保険者が認容しているか、の点にあり、この点は本件でも明らかではない。

以上のように考えると、竹瀆説の 4 要件の充足は難しく、実質的被保険者ではなく形式的被保険者（本件では被保険利益もあるとされる X1）を中心とした免責の論理を展開することが望ましい。D の故意による事故招致を「被保険者である X1 の故意による保険事故の招致と同視し得る」「保険

済と保険 766 号 26 頁。

¹⁸ 中村・前掲注 54 頁。

契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反する」とする控訴審判示は、よって正当と評価できる。

IV 要件のアップデート

1 被保険利益の帰属による場合分け

以上の類型的検討・裁判例の分析を踏まえると、竹瀆説の4要件を多様な裁判例にマッチするようにアップデートするためには、まず適用場面を適切に振り分けることが必要と思われる。具体的には、竹瀆説が前提としていた被保険利益の帰属について、形式的被保険者に相当部分が帰属する場合には、既存の免責法理で対応することが可能であり、竹瀆説の4要件に重きを与える必要はないと考えられる。他方、実質的被保険者にすべて、またはほとんどの被保険利益が帰属する場合には、まさに4要件の充足性を詰めて検討することが望ましい。その際に裁判所が形式的被保険者を中心とした免責の検討をすること自体は否定されるものではないが、あくまでもその内実は、実質的被保険者の関与に求められるべきものとする。

悩ましい問題は、形式的被保険者・実質的被保険者に被保険利益が分属している場合である。この論点に関する既存の理論は、対象物が譲渡担保に供されている場合など、所有権者と担保権者双方に一定の財産的利益が認められる場合を念頭に深化してきた。裁判例はこれら議論と必ずしも対応する関係にあるものではないが、理論的にはそれぞれについて免責可能性を別途検討し、一部免責の結論も許容されるべきものとする。その前提としては、本当に被保険利益が可分であるか、そして免責対象となる行為が形式的被保険者・実質的被保険者で可分であるか否かが重要な事実認定問題となることは、言うまでもない。

2 行為類型との対応関係における4要件の取扱い

- (1) 形式的被保険者に被保険利益のほとんどがある場合については、1 で述べたとおり、形式的被保険者を中心とした免責の可能性が探られることになる。そこでは、被保険利益のごく一部を有する実質的被保険者の行為内容も、基本的には形式的被保険者のその延長線上にあるものと捉えられるかという形で判断されるべきものと考ええる。
- (2) これに対し、実質的被保険者がすべて、またはほとんどの被保険利益を有する場合には、形式的被保険者の関与の程度に応じて、竹濱説の 4 要件にも重み付けをすることが適切と考える。

まず、共謀類型の場合には、行為態様として形式的被保険者・実質的被保険者の行為を明確に線引きすることは困難であるし、全部免責が認められて差し支えない。そうである以上、(a)法律上の権利関係、(b)実質的な被保険利益の有無、(c)保険金請求権の実質的被保険者による事実上の收受、(d)形式的被保険者による(b)(c)の認容のいずれについても、厳格に問う必要はないと考えられる。Ⅲの検討を踏まえると、既存の裁判例で、この類型に該当するものは存在しないと考えられる。

次に、形式的被保険者主導型の場合には、本稿では形式的被保険者は実質的被保険者の不当な保険金收受を助長しないような義務を保険法 17 条に基づき負っているため、形式的被保険者とその周辺者の免責の検討と同様に検討することもあり得るとした。この場合（形式的被保険者のみが行業者である場合などは特に）には、4 要件は実質上機能させる必要はない。

これに対し、実質的被保険者主導型の場合には、Ⅲの検討においては、肝心とも思われる(c)実質的被保険者による保険金の事実上の收受、(d)形式的被保険者によるその認容、の充足可能性が微妙と思われるものが少なくなかった。4 要件が綺麗に当てはまるケースにおいてはそのことをもって実質的被保険者論の免責を認めてよいが、(c)(d)の認定が困難な場合には、むしろ形式的被保険者とその周囲者による行為の免責を補強する事実が必要となり、それは管理責任・履行補助者論などに求めら

れることになるだろう。(c) (d)は形式的被保険者・実質的被保険者の内部関係に強く影響される事情であり、認定事実から十分に充足性を判断できるとは限らない一方、理論としての実質的被保険者論からは重要な観点である。そうである以上、この類型における免責は、むしろ実質的被保険者論以外のアプローチの方が認めやすいものと割り切ることも一案のように思われる。

最後に、形式的被保険者・実質的被保険者以外の第三者の行為による場合には、原則は保険者有責であり、形式的被保険者・実質的被保険者の関与が強く疑われる場合には、上記の共謀型・各主導型を推及させて考察すべきものとする。

V おわりに

裁判規範としての要件・要素の立て方にはいくつかの考え方があると思われる。確実に裁判所に免責の論理を認めさせるためには、要件・要素のハードルを上げることによって、有責の可能性を封じる程度に高度な基準を設定することも一案である。

もっとも、その背後にある理論が裁判所に受け入れられると、要件・要素の充足性を検討するにあたって、かえって要件・要素の弛緩が生じる危険性がある。本稿ではかかる認識に立ち、むしろ考えられる事案類型を広くカバーできるアプローチとして、もともとの理論的支柱である実質的被保険者論と、細かな行為類型の組合せを模索してきた。

かかるアプローチについては、煩雑に過ぎて実務の用に堪えないのではないかと、もともとなる理論との乖離があるのではないかとといった批判も想定されるところである。本稿筆者としても、もともとなる実質的被保険者論の優れた理論と、裁判規範としての使いやすさの両立を目指して、順次今回の試論のさらなるアップデートを目指すこととしたい。